

# 介護職員等処遇改善加算等処遇改善計画書 及び加算届の手続きについて

## 大田市地域福祉課

### 1. 介護職員等処遇改善加算等処遇改善計画書の提出について

令和6年度の介護職員等処遇改善加算等に関する基本的な考え並びに事務手順及び様式例の提示について、厚生労働省老健局通知（介護保険最新情報 Vol.1215）により提示がありました。

令和6年度において当該加算を算定する事業所については、「**介護職員等処遇改善加算等処遇改善計画書**」等を提出していただく必要がありますので、提出期限までに計画書の提出をお願いします。

○提出期限 令和6年4月15日（月）

○様式等掲載ホームページ

「大田市ホームページ」→「事業者の方へ」

→福祉・介護「介護保険（指導監査等）」

→「介護職員等処遇改善加算等について」

→2. 介護職員等処遇改善加算等処遇改善計画書様式

### 2. 加算届の提出について

令和6年4月の報酬改定に伴い、4月分の報酬改定に係る加算を算定する事業所については、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」（以下、「加算届」という）を提出していただく必要がありますので、提出期限までに加算届の提出をお願いします。

また、介護職員等処遇改善加算等に係る加算届の提出期限も同様の扱いとします。

○提出期限 令和6年4月15日（月）

○届出が必要な場合

- ・令和6年4月サービス提供分から新たに加算を算定する場合
- ・令和5年度から引き続き加算を算定し、算定区分に変更がある場合

○留意事項

- ・令和6年3月31日まで経過措置とされていた「虐待防止に係る措置」及び「業務継続計画の作成」については、「高齢者虐待防止措置実施の有無」「業務継続計画策定の有無」の項目が新設されていますが、届出がない場合「2. 基準型」で台帳登録されます。その他の項目について、現行の体制の届け出状況に変更がない場合は、届出を省略することができます。
- ・新設の加算については、届出がない場合「1. なし」で登録されますので、算定される場合は必ず届け出てください。
- ・現行の体制届出状況を踏まえたうえで、届出の必要有無を必ずご確認ください。

○様式等掲載ホームページ

「大田市ホームページ」→「事業者の方へ」

→福祉・介護「介護保険（指導監査等）」→「指定更新・変更届出手続きについて」

→「地域密着型サービス事業者及び居宅介護支援事業者の

指定更新・変更届出の手続きについて」

### 3. 計画書・加算届に関する書類の提出先について

＜担当＞ 〒694-8502 大田市大田町大田口1111番地  
大田市 健康福祉部 地域福祉課 福祉監査係  
T E L : (0854) 83-8064 (直通)  
F A X : (0854) 84-9204  
メールアドレス: o-shidou@city.oda.lg.jp